

第 2 回 臨 時 庁 議 要 旨

日 時：平成 22 年 8 月 27 日（金）

午前 9 時

会 場：庁議室

【審議事項】

1 民事調停の成立及び損害賠償額の決定について（生活環境部税務課）

平成 18 年度に固定資産税等において冷凍庫を一般倉庫とした課税誤りが判明したことから、株式会社スイシン並びに大興水産株式会社を含む 8 社に対して、平成 9 年度までの過去 9 年間（平成 18 年度は税額修正）の過徴収金等を返還した。

その後、昨年 9 月に当該 2 社を含む 3 社から、平成 8 年度以前の過徴収金等についても返還を求められたが、この請求には法的根拠がないことから応じなかった。

本年 3 月に、当該 2 社から損害賠償請求調停の申立がなされ、他市においては、最高裁で係争中の事案でもあり、これら判決の行方を注視し調停に望むこととしたが、平成 22 年 6 月、行政側の敗訴が確定したことから、判決を尊重した内容で双方合意に達した。

(1) 主な内容

ア 市は、申立人 株式会社スイシンに対し、平成 2 年度第 1 期分から平成 8 年度第 4 期分に係る固定資産税及び都市計画税の過徴収金相当額 5,544,100 円と当該過徴収金相当額に係る各年度における各納期の最終日から平成 22 年 10 月 1 日までの遅延損害金 4,407,323 円との合計金 9,951,423 円の支払義務があることを認める。

イ 市方は、申立人 大興水産株式会社に対し、平成元年度第 3 期分から平成 8 年度第 4 期分に係る固定資産税及び都市計画税の過徴収金相当額 2,493,300 円と当該過徴収金相当額に係る各年度における各納期の最終日から平成 22 年 10 月 1 日までの遅延損害金 2,092,976 円との合計金 4,586,276 円の支払義務があることを認める。

ウ 市方は、申立人らに対して、前 2 項（ア、イ）の各金員を、石巻市議会の議決を条件として、口座に振り込む方法により、平成 22 年 10 月 1 日に支払う。

エ 当事者双方は、本件に関し、本調停条項で定めるもののほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。

オ 調停費用は、各自の負担とする。

(2) 今後の予定

ア 調停成立の単行議案及び関係予算を平成 22 年第 3 回定例回へ提案

イ 上記議案可決後、第 5 回調停において調停成立

ウ 平成 22 年 10 月 1 日、賠償金の支払

【報告事項】

1 平成 22 年国勢調査の実施について（企画部総合政策課）

平成 22 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、我が国の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として実施するものである。

(1) 主な内容

ア 調査の時期

調査は、平成 22 年 10 月 1 日（金）午前零時現在によって行う。

イ 調査の対象

調査は、平成 22 年 10 月 1 日午前零時現在、我が国に常住する全ての人について行う。

ウ 調査事項

調査は、20 項目について行う。

エ 調査の期間

9 月 23 日（木）から 10 月 24 日（日）までとし、この間において調査票の配付、回収の事務を行う。

オ 調査の方法

(ア) 調査票

A 4判両面記入・4名連記のOCR帳票とする。

(イ) 調査方法の基本

- a 調査票の配布は、調査員が各世帯と面接し、調査票の記入を要請し配布する。
- b 調査票の提出は、世帯が調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法とする。調査員への提出の場合、世帯が『調査書類収納封筒』に記入済みの調査票を入れて封をしたものを、調査員が回収する。
- c 申告は、世帯主又は世帯員が調査票に記入し、調査票を提出することにより行う。

カ 調査員の確保

町内会長及び職員等、関係各位の協力により調査員830名を確保できた。

(2) 今後の予定

- ア 8月30日～9月16日 調査員説明会
- イ 11月19日 調査票第1・2次提出（件数、抽出提出）
- ウ 1月13日～17日 調査票第3次提出（全件提出）

[その他]

1 「ボンパールいしのまき」について（産業部商工観光課）

- (1) 日 時 8月29日（日）12：00～22：00
- (2) 内 容 1枚のチケット（前売：3,000円、当日：3,500円）に5枚の半券が付いており、半券1枚で参加店舗、1店舗当たり1フードと1ドリンクが提供される。
- (3) 同日開催 北上川フェア、トリコローレ音楽祭

※多くの方に購入いただき、中心市街地を回遊願いたい。

以上